

○世田谷区猫の捕獲器の貸出しに関する要綱

令和2年7月31日 2世保生第860号

世田谷区猫の捕獲器の貸出しに関する要綱

(通則)

第1条 猫の捕獲器（以下「捕獲器」という。）の貸出しについては、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 捕獲器の貸出しは、世田谷区人と動物との調和のとれた共生に関する条例（平成15年12月世田谷区条例第83号）及び世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン（平成17年7月策定）の趣旨に基づき、飼い主のいない猫に不妊手術又は去勢手術を受けさせることを支援し、猫のみだりな繁殖及び飼い主のいない猫の増加によりふん、尿による被害等区民の生活環境が害されることを防止することにより、人と動物との調和のとれた共生社会実現の一助となることを目的とする。

(捕獲器の貸出し)

第3条 区長は、区内に生息する飼い主のいない猫に不妊手術又は去勢手術を受けさせることを目的とした捕獲を行おうとする区内に住所を有する者を対象に、捕獲器を無償により貸し出すものとする。この場合において、捕獲器の使用により第三者に損害を与えたときは、区は一切の責任を負わないことを条件とする。

2 捕獲器の貸出期間は、1回につき10日間以内とする。ただし、区長が必要と認めるときは、期間を延長することができるものとする。

(貸出しの手続)

第4条 区長は、捕獲器の貸出しを受けようとする者に、猫の捕獲器の貸出し申請書（様式）を提出させるものとする。

2 区長は、猫の捕獲器の貸出し申請書の提出を受けたときは、猫の捕獲器の貸出し申請書（控）を交付し、器材を貸出すものとする。

3 前2項の規定は、前条第2項ただし書の規定による延長に係る手続について準用する。

(返却の手続)

第5条 区長は、前条第2項の規定により捕獲器の貸出しを受けた者（第3条第2項ただし書の規定による延長を行った者を含む。以下「借用者」という。）に、貸出期間が満了するまでに、捕獲器を返却させるものとする。この場合において、区長は、借用者に消毒及び清掃を行わせ、清

潔な状態で返却させるものとする。

(遵守事項)

第6条 区長は、捕獲器の貸出しにあたり、借用者に次の事項を遵守させるものとする。

- (1) 他者の所有する敷地内に捕獲器を設置する場合は、その敷地の所有者に確認し、同意を得ること。
- (2) 捕獲まで捕獲器を放置しない、捕獲後は速やかに布を捕獲器にかける等、猫を傷つけることがないように十分に注意すること。
- (3) 捕獲し、不妊手術又は去勢手術を行った猫を放す場合は、捕獲した場所に放すこと。
- (4) 事前に近隣へ趣旨を説明する等、飼い猫が誤って捕獲されないよう、注意すること。
- (5) 借用者は、捕獲器に独自の改造等、手を加えないこと。
- (6) 捕獲器を毀損又は破損しないよう心がけること。
- (7) 捕獲器が毀損又は破損した場合及び盗難が生じた場合は、速やかに区に連絡すること。
- (8) 返却期限を守ること。
- (9) 転貸をしないこと。

(捕獲器の弁償)

第7条 区長は、借用者がその責めに帰すべき事由により貸出しを受けた捕獲器を破損し、又は紛失したときは、当該捕獲器と同製品又は損害額に相当する費用を弁償させるものとする。

(その他)

第8条 区長は、この要綱に定めのないことについて、区で協議の上、決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。